

一般廃棄物処理業(収集運搬・処分)許可証

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

氏 名 株式会社 パブリック

代表取締役 三野輝男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

許 可 番 号	第 4 号
許 可 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日
業 種	一般廃棄物収集・運搬
事 業 の 範 囲	事業系一般廃棄物の収集・運搬業務 家庭系一般廃棄物(一時的多量ごみに限る。)の収集・運搬業務
許 可 の 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
処理(収集運搬・処分) を 行 う 区 域	三豊市内
許 可 の 更 新 又 は 変 更 の 状 況	平成18年 4月 1日 (当初許可) 平成20年 4月 1日 (更新許可) 平成22年 4月 1日 (更新許可) 平成24年 4月 1日 (更新許可) 平成26年 4月 1日 (更新許可) 平成28年 2月 5日 (書換え交付) 平成28年 4月 1日 (更新許可) 平成30年 4月 1日 (更新許可) 令和 2年 4月 1日 (更新許可) 令和 4年 4月 1日 (更新許可) 令和 5年 3月 30日 (事業範囲変更による書換え交付)
許 可 の 条 件	・三豊市一般廃棄物処理業(事業系ごみ)の許可及び業務基準 を遵守すること。

上記のとおり許可します。

令和 5 年 3 月 3 0 日

三豊市長 山下 昭史



三豊市一般廃棄物処理業（家庭系一時的多量ごみ収集・運搬）の許可及び業務基準

（趣旨）

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第6項の規定による許可並びに許可に係る業務について、法、三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成18年三豊市条例第140号。以下「条例」という。）並びに三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成18年三豊市規則第116号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語は、法に規定された用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除いたものをいう。
- (2) 許可 法第7条第1項又は第6項の規定による許可をいう。
- (3) 許可業者 許可を受けた者をいう。

（許可の要件）

第3条 一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 固定資産税、市町村民税、国民健康保険税、軽自動車税等の市税を完納していること
- (2) 廃棄物（汚泥、し尿等液状のものを除く。）の収集及び運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法律」という。）第7条第1項の許可を三豊市長から受け5年以上の実績を有している者。

（業務の範囲）

第4条 許可に係る事業の範囲は、次のとおりとする。

市内において排出される家庭系一般廃棄物のうち、次に掲げる市が収集しない一時的又は多量の廃棄物の収集・運搬

- (1) 引越しに際して発生する多量ごみ
- (2) 遺品整理に際して発生する多量ごみ
- (3) 家屋の解体に際して一時的に発生する多量ごみ

但し、動植物性残渣および、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により指定される品目は除く。

（搬入先）

第5条

当該許可において収集する家庭系一般廃棄物のうち、燃やせるごみ（可燃ごみ）については区分して収集し、市の指定する施設（バイオマス資源化センターみとよ）へ搬入すること。

（業務基準および許可業者の責務）

第6条 当該許可における業務基準および許可業者の責務は次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集・運搬は直接家庭から排出された物に限る。
- (2) 一般廃棄物の積替え保管を行ってはならない。
- (3) 一般廃棄物の収集・運搬は専用の車両を使用し、常に整備及び清潔な状態を確保するとともに、走行中に廃棄物が飛散等しないよう適切な処置を講ずること。

- (4) 街宣放送による広報活動を行ってはならない。
- (5) 空き地等における無人回収を行ってはならない。
- (6) 業務を第三者に委託してはならない。
- (7) 業務に従事する者に従事者証を発行し、業務に従事させようとするときは常に従事者証を携帯させねばならない。

(許可車両)

第7条 許可車両以外の車両の使用は認めない。ただし、事故等のやむを得ない理由により許可車両以外の車両を使用する場合は、事前に許可を受け翌日までに一般廃棄物処理業許可申請事項等変更届出書を提出しなければならない。

- 2 許可車両には、業者名及び本市の許可番号を両側に明確に表示しなければならない。
- 3 許可車両は、法令による点検・整備をし、運行にあたっては、道路交通法等に基づき安全運転に努めなければならない。
- 4 許可車両は、ごみ積込み時において、交通の障害並びに市民の迷惑とならないよう十分に配慮し、事故等の対処は万全を期さなければならない。
- 5 許可車両の洗浄は、排水設備の整った場所で行い、汚水が直接水路等へ放流されることがないように万全を期さなければならない。

(変更の届出)

第8条 許可業者は、法第7条の2及び条例施行規則第8条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から10日以内に市長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業の全部を廃止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) 氏名又は名称を変更したとき。
- (4) 役員（事業を行う役員及び代表する役員）を変更したとき。
- (5) 事業所又は営業所等の所在地を変更したとき。
- (6) 事業の用に供する主要な車両・器材・設備の構造等又は規模・数量を変更したとき。

(実績の報告)

第9条 許可業者は、第4条に掲げる事業について、その前月の実績を取りまとめ、毎月の10日までに市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第10条 市長は、法第19条第1項及び第3項の規定により、市職員に許可業者の事業所又は営業所に立ち入り、施設、車両、帳簿その他の物件を検査させることができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、許可業者が不正、不誠実な行いをした場合、法第7条の3の許可業者等の責務を遵守すべき許可を受けた者、又はその使用人が違反したときは、同項に基づき許可証を返還させるとともに、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

附 則

この許可条件は、平成28年12月1日から施行する。